令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　　勇
副会長　　平原　史樹

成育基本法基本方針の改定にあたって

時下、先生方にはますますご清祥の御事とお喜び申し上げます。平素より本会活動に際し多々のご支援、ご尽力に感謝申し上げます。さて、成育基本法が 2018 年 12 月に成立し、まもなく５年が経過します。このたび基本方針が改訂され、さらにこの基本方針の行政主務官庁として 2023 年４月からはこども家庭庁が開庁します。

つきましては今般の改訂方針の実施へむけて各都道府県におかれましては、下記の点にご留意され鋭意ご対応いただき、積極的にご参画いただけますようお願いします。

●特に注意すべき留意点

今般の改定では、各都道府県（以下各県と略します）には関係者（団体）による連携協議をする場（協議会）を設けて推進することが記載されています。

各県におかれましては地域の診療現場の状況を十分反映させて本協議会に積極的に参画されますようお願いします。下記に従前の基本方針の各項目に加えて、今回の改定に伴い更新、追加された項目（関連主要項目）の概要を記しますので特にご留意ください。

記（新規追加項目の概要）

1. 各都道府県での協議会設定
   各県においては、医療、保健、福祉等に係る関係団体との十分な連携の下に協議の場を設ける（p10）

2. 周産期医療の集約化・重点化
   地域医療構想や医師確保計画を踏まえ、周産期医療体制を維持する観点から、周産期医療の集約化・重点化を推進する（p11）
   （各地域の実態に合わせ、拙速を避けてご検討を進めるようお願いします）

3. こどもの性と健康に関して
   思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題について、学校等と情報を共有するなどの適切な連携を進める（p13）

4. 性と健康の相談センター
   不妊、予期せぬ妊娠、若年妊婦等　性感染症、流産・死産を経験した方等への相談支援、里親制度や特別養子縁組制度の普及、啓発（p13､17）

5. プレコンセプションケア
   性と健康の相談センター等による男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を普及しプレコンセプションケアの実施を進める（p13、17、19）

6. 妊娠出産育児：こころとからだに寄りそう支援
   妊娠、出産等のライフステージに応じた、バイオサイコソーシャル（身体的・精神的・社会的）な相談支援を推進する（p14～16）

7. 母子保健情報の DX 推進
   母子保健情報のデジタル化ＩＣＴ等の利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の向上を図る（p14、22、23）

上記記載の（ページ数）は添付資料３の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の記載ページを示しております。

【通知等一覧】

（資料１）（関係団体宛て）「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について」に係る情報提供について
（令和５年３月 23 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長）

（資料２）（自治体宛）成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について
（令和５年３月 22 日厚生労働省子ども家庭局長）

（資料３）成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について（令和５年３月 22 日閣議決定）